

その1 【産廃処理に関するQ & A】

岐阜車協事務局

廃バンパーは産業廃棄物ではなく一般廃棄物に変えて、アジャスターへ請求すると協定することが出来るのですか？とご質問を受けました。

他府県において、廃プラスチック類を一般廃棄物にすると、処分費用の発生が正当化され、損保へ請求したら支払いされているケースが出てきている。ということでした。

実際には、この質問の答えは、令和3年11月7日に開催した「産業廃棄物説明会」において、その理由を説明しています。

しかし、説明会に参加していない組合員様には、ご説明する機会がありませんでした。

そこで、改めて、ご説明させて頂くことにいたします。

初めに岐阜車協では、今から4年前の2018年11月より、産業廃棄物処理費用を損害保険会社に求めるため、ユーザーへの協力要請も含めた全国初となる組合員支援策を展開しています。

さて話を戻しますが、廃プラスチック類を産業廃棄物ではなく一般廃棄物に変えて請求する方法は、コンプライアンス上、無理があると考えている次第です。

廃プラスチック類は、産業廃物の処理業者に回収を依頼しないといけません。一般廃物処理業者は、廃プラスチック類を回収することにはできませんので、協定目的のための不適切な行為ではないでしょうか？

皆様もご承知の通り廃プラスチック類は産業廃棄物です。

アジャスターも産業廃棄物と知っていながら一般廃棄物と判断するのでしょうか？

それでは、初めに現状を把握いたしましょう。

一例として、バンパーとヘッドライトを交換する車両が入庫しました。

工場は、1. 産業廃棄物を排出者として処理します。具体的には、廃プラスチック類は産業廃棄物回収業者に引き取りを依頼します。

工場は、2. 交換後のヘッドライトが、仮に再使用可能であれば、リサイクル部品の買い取り業者に販売します。

3. そして、アジャスターとの協定において、レバーレートに含まれているので産業廃棄物処理費用は認めない。と言われています。

いかがでしょうか。大まかにこのような状況ではないでしょうか？

そこで、仮にこのケースであれば、廃プラスチック類である廃バンパーの処分料が1,000円として、ヘッドライトが1,000円で売れば工場の損出は出ていない。と考えていませんか？

しかし、これでは岐阜車協が提案する
廃バンパーを処分するための作業手数料を請求していません。

また、産業廃棄物回収業者が工場に来るまでの廃部品の保管料を請求
していません。
実際問題、保険金は見積書に記載しなければもらえません。

また、アジャスターが理解できるように説明しなければなりません。

なぜならば、アジャスターは産業廃棄物の処理に関する法令知識が不
十分であるからです。

しかし、皆様も次のことを勘違いしていませんか？

「1. 産業廃棄物を排出者として処理していること。」が間違っている
ことをご存じでしょうか？

次に、「2. ヘッドライトがまだ再使用可能であれば、リサイクル部
品の買い取り業者に販売している。」ことについて、ヘッドライトは、
誰のものなのか？ご存じなのではないでしょうか？黙って販売していませ
んか？いつ・誰から購入したのですか？

そして、「3. アジャスターとの協定において、廃プラスチック類の処理費はレバーレートに含まれているので産業廃棄物処理費用は認められないと言われます。」しかし、本当にレバーレートに含まれているのでしょうか？

以上、1. 2. 3. について、はっきり答えられるアジャスターがいないこともご存じでしょうか？

さて、話を進めます。

問題は、交換部品は廃棄物であるため処分費用が必要である。という事実であり、その処分費用を回収できているのか？ がポイントです。

「一般廃棄物は請求出来る。」一方、「産業廃棄物は請求できない。」と言うことではありません。

答えは、いずれの廃棄物も処理費は請求することが出来ます。産業廃棄物処理費はレバーレートに含まれていませんので、処理費は回収できていません。よって請求しなければ損することになります。

具体的に、廃棄処分する廃ガラス・廃グラスファイバー・廃バッテリー・廃オイル・廃クーラントなどが産業廃棄物に当たります。

一部のアジャスターとは、これらの産業廃棄物の処理費を請求すると協定することが可能です。

つまり「一般廃棄物」であろうと「産業廃棄物」であろうと廃棄物の処理費として、どちらも保険金が支払いされることをご理解いただけると思っています。

しかし、廃プラスチック類の処理費の協定は大変苦慮します。

ご質問の「廃プラスチック類を一般廃棄物にすると、処分費用の発生が正当化され、損保へ請求したら支払いされている。」とありますが、

大半のアジャスターにおいて、廃プラスチック類の協定が困難です。

なぜ、廃プラスチック類の処理費について、アジャスターは支払いを拒否するのか？と言うことですが、

その理由は簡単なことです。

廃プラスチック類の処分費はレバーレートに含まれている。と返答するように、アジャスターマニュアルに記載されているからです。

そこで疑問に思いませんか？ どうして、廃プラスチック類の処理費だけが、レバーレートに含まれているのでしょうか？

なぜ、その他の産業廃棄物の処理費は、レバーレートに含まれていないのでしょうか？ 実は工場に周知していない理由が隠されています。

そこで次に「産業廃棄物」について理解することが必要です。

具体的に廃プラスチック類とする理由の一つが、ボンネットなど金属類も産業廃棄物であるからです。

実際に金属類については、3R処理されています。

金属類は、産業廃棄物回収業者に金属加工する原材料として、買取りされています。つまり、**金属類の処理費用は必要ないわけ**です。

従って、金属類などは廃プラスチック類のように、処理費を必要としない産業廃棄物であるため、混同を避けるために敢えて廃プラスチック類と限定してアジャスターマニュアルに記載されているものと考えます。

アジャスターマニュアルを厳守しているアジャスターは、このような理由から廃プラスチック類の処理費に関しては支払いを拒否します。

どうして、廃バンパーは産業廃棄物ではなく一般廃棄物に変えて、アジャスターへ請求すると、協定することが出来るのか？について、

この理由は、ご理解頂けたでしょうか？

一言でいうと、一部のアジャスターは、廃プラスチック類でなければ、処理費を支払い対象と考えているからです。

つまり、一般廃棄物の処理費であれば、協定するレポートを書くことが出来ます。しかし、産廃処理費と記載してあれば協定拒否します。

だから、工場は一般廃棄物処理費として請求しましょう。ということではありませぬ。コンプライアンスから考えても、良くないことだと考えます。それではどうしたら良いでしょうか。

適切な請求の仕方をご案内しますので、最後までご確認ください。

ところで、廃ガラス・廃グラスファイバー・廃バッテリー・廃オイル・廃クーラントなどについては、協定するアジャスターと、協定を拒否するアジャスターとまったく異なる対応があります。

アジャスターにより対応が違うのはなぜでしょうか？

廃プラスチック類以外のこのような産業廃棄物は、工場費に含まれているのか？ 含まれていないのか？ どちらなのでしょう？

そもそも、私共は現実的にレバーレートに関係する工場費を計算する場合、廃棄物の処理費を区分けしていないのが実情です。

ではなぜ、廃プラスチック類だけは工場費に含まれ、レバーレートに反映していることになっているのでしょうか？ 疑問が膨らみます。

続いて、その疑問にお答えいたします。

それでは、

一．廃プラスチック類の処理費はレバーレートに含まれている。
とは何か？

二．「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の違い

三．廃部品の所有者と排出事業者の責任について
の以上3点についてご説明します。

まずは、

一、廃プラスチック類の処理費はレバーレートに含まれている。

とは何か？

さて、修理する車から排出されるものは、「廃棄物」と「残存物」に分けられます。そして、そもそも、いずれもお客様の所有物です。

初めに、「廃棄物」に関してご説明します。

廃棄物はお客様の所有物ですので、所有者が廃棄費用を負担するものです。

そこで、工場はお客様に廃棄費用をどのように請求するのか？ということになります。

一つは、工賃に上乗せして請求する方法があります。

一つは、廃棄物処理費として別請求する方法があります。

ここで、アジャスターは、廃プラスチック類の処理費は工賃つまりレバーレートに含んでいる。と主張します。
(正確には、プラスチック部品の廃棄料を示していますので、アジャスターによりプラスチック部品に含まれる範囲に関し、それぞれ見解が違います。そのため、グラスファイバーなどの処理費を認めない。という一定していません。)

そして、工場は別請求するものだ。と主張します。

どちらが、正しいのでしょうか？

答えは、別請求することが正解です。

それは板金塗装の工賃に、廃部品の処理費用を含んでいないからです。

しかし、アジャスターは、

2) プラスチック部品の廃棄料について

この費用は、原価計算上において工賃原価（工賃原価のうち、工場費）に算入される性格のもので、結果としてレバーレート（または、指数対応単価）に反映されています。と理解しています。

次のようにアジャスターマニュアルに記載されているからです。

【約 款】

（仕上りのルール、車両事項においてから抜粋）

第 5 条（損害額の決定）

2）プラスチック部品の廃棄料について

この費用は、原価計算上において工賃原価（工賃原価のうち、工場費）に算入される性格のもので、結果としてレバーレート（または、指数対応単価）に反映されています。

従って個々の見積りに同項目を計上するのは適切な方法ではありません
よって、産業廃棄物処分料は一切不認とします。

① 残存品控除の容認（協定）方法

スクラップ項目を設定し相当額を差し引くことを原則としますが、その額が小さく協定が困難な場合には

a. ショートパーツと相殺する旨を申し入れます。

b. 修理費の端末削除を申し入れます。

このようなマニュアルの指導を受けていますので、このマニュアルにより廃棄部品のプラスチック部品の廃棄料はレバーレートに反映しているもの。と思い込んでいるのです。

そこで、工場費にならない理由を説明します。

修理するために必要な交換部品から排出される金属の残骸やパテ粉や塗料・シンナー・マスキング材などは、工場費となります。

これらは板金塗装作業に伴う経費ですので、修理原価に含まれます。

要するに、板金塗装作業において工場より発生する残骸を処分するための経費ですので工場費に含まれます。そして、工賃に反映します。

一方、交換した廃部品の処理費は、工場費に当たりません。

この費用は、板金塗装工賃に反映するものではないからです。

なぜならば、部品交換した際に発生する費用です。これは部品販売に関する費用ですので、板金塗装工賃に反映しません。

部品の仕入れと販売に関しますので、板金塗装作業の売上や経費に当たりません。販売売上は、板金塗装作業売上とは異なります。

修理を請け負うと、部品販売により販売利益が生まれます。

一般的に、部品販売価格と併せて廃棄部品の処理費をお客様に請求します。

そして、廃棄物の処理費は、実際の実費処理費に対し利益（2割程度）を上乗せ、廃棄物の処理費として売上計上します。

つまり、仕入部品原価と廃棄物実費処理費原価が売上総原価です。

廃棄部品の処理費は、実費処理費原価と廃棄物の処理費売上という関係によるものであり、板金塗装作業に直接関係しません。

つまり、技術料（工賃）に関係なく、販売部門に関係します。

しかし、アジャスターは、2) プラスチック部品の廃棄料に関するアジャスターマニユアルから、レバーレート（または、指数対応単価）に反映されています。と理解しています。

従って繰り返しますが、一部のアジャスターは、アジャスターマニュアルを間違えて理解し、プラスチック部品類の廃棄料ではなく、一般廃棄物であれば廃棄料を支払うものと判断しているのです。

要するにアジャスターは、レバーレート算出式の詳細を十分理解していない。ことにより、このような問題が生じています。

しかし、問題解決しない理由があります。

なお、この算出式は、レバーレートコラムその4でご説明しています。

(検索：「岐阜車協認定レバーレート」と検索してください。)

そして、産業廃棄物処理費を請求するにあたり、レバーレート算出式を十分理解することをお勧めします。

続いて、残存物についてご説明します。

※アジャスターマニュアルに次のように記載されています。

第5条（損害額の決定）の中の残存部品の価値分が控除されることとなります。

第5条（損害額の決定）

（4）残存部品の控除について

（ア）評価可能な残存品

- ① 損傷状態に関係なく、資源として再利用価値のあるもの
ただし、一定の基準を設けて画一的に評価処理するものは、市場や地域事情により無理な面もあるので、これらを考慮し妥当な額を評価することになります。
- ② 損傷していても復元可能な部品であって再利用価値のあるものの損傷が僅かなパネルや取り替えたキャブの無傷部品等

※このように残存物を控除して、協定額（産廃処理費を含む）と相殺するようにアジャスターマニュアルに記載されています。

従って、残存部品の控除する価格により、適切な産廃処理費を請求した場合でも、全額支払いされない場合や、減額される場合が生じます。

この残存部品の控除については、皆様に十分周知されていないようですが、このことも廃棄物処理費の協定額に影響しています。

引き続き次の説明もご覧ください。

続いて、

二．「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の違い

三．廃部品の所有者と排出事業者の責任について

- ・ 産業廃棄物は「工場に処理する責任がある」と勘違いしていることなど。

さて、廃棄する部品はお客様に所有権があります。

そして、バンパー等の廃プラスチックもお客様に所有権があります。

通常、自動車の占有者が排出事業者とされていますので、占有権を持っている自動車の所有者（使用車）が排出事業者となります。

一般的に、車の修理依頼者が排出事業者です。

但し、自動車保険で修理する場合は、廃部品は基本的に保険会社に所有権が移転します。（但し、保険会社が所有権を放棄しない場合）

よって、排出事業者は、車両の所有者（使用者）または、保険会社ということとなります。

ここで、産業廃棄物は排出事業者の責任が生じます。

しかし、工場は産業廃棄物収集運搬業の許可を有していないため、排出事業者（保険会社）は産業廃棄物処理を工場に委託することはできません。

よって、見積り協定する書面において「産業廃棄物処理費」を認めることが出来ません。

従って、一般廃棄物とする処理費用は受け入れているわけです。

実際に保険会社は産業廃棄物処理費用としては処理しません。

見積書において、ショートパーツ代として処理しています。

理由は、産業廃棄物として廃部品を工場に引き渡すことはできませんので、保険会社は排出事業者にならないために、廃部品について工場に所有権を移転する仕組みを講じています。

そして保険会社が所有権を移転する仕組みは協定において行われます。

協定することにより、廃部品全ての所有権を工場に移転しています。

先ほどご説明した通り、「残存物と廃棄物」について、残存物は工場に販売し、併せて廃棄物も一緒に引き渡しているのです。

しかし、廃部品を商品として工場に販売する場合は、古物商の問題が生じます。工場が古物商の資格を持たないで、残存物を再販売することは出来ません。このような理由もあり工場へ販売する。という記載は残さないために、協定金額から差引き処理するようにしています。

まとめ：

このように産業廃棄物の処理費の請求の仕方は、損保と工場においてルール化されていないのが実情です。

例えば、双方の共通の物差しとして、指数は存在します。
また、材料費に関しても、一定の物差しは存在します。

一方、産廃処理に関して、レバーレートに含まれている。としているだけで、本説明内容に関して一切公開されていないようです。

損保が不利となる情報は、公開したくないということだと思えます。

このように、工場がアジャスターと交渉する上で「知っていないと損する重要な情報」に耳を傾けていただければ幸いです。

また、交渉に関しては「アジャスター業務のいろは」についてもご覧いただければ幸いです。」

(検索：「レバーレート交渉術」と検索してください。)

以上が、廃プラスチックは、産業廃棄物ではなく一般廃棄物に変えて、アジャスターへ請求すると協定することが出来るのですか？についての最終的なお答えです。

長い説明となりましたので「適切な産業廃棄物の請求の仕方について」は、次回ご説明させていただきますので、今後ともコンプライアンス上、

無理がない請求をしていただければ幸いです。

なお「産業廃棄物説明会」に参加していない組合員様には、産廃処理に関してご説明する機会がありませんでしたので、引き続き「その2 産廃処理 Q & A」を掲載していきます。

令和3年11月7日に開催した「産業廃棄物説明会」の内容を、数回に分けてご説明させていただきます。